

知ってください



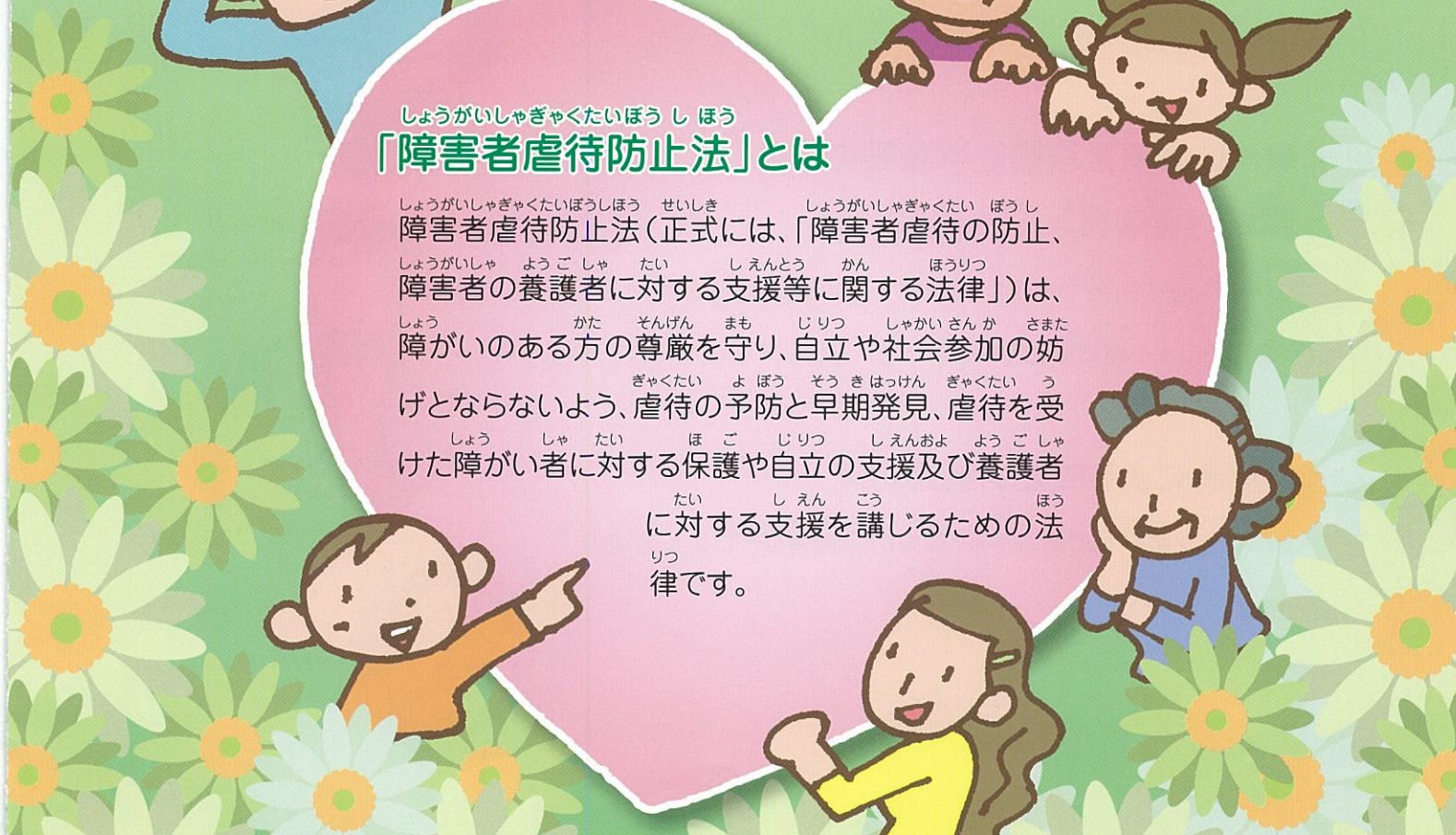
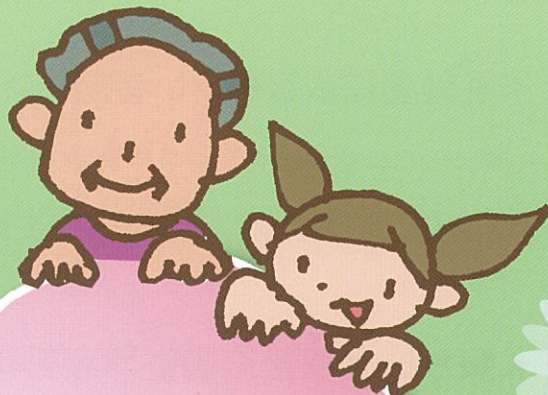
しょう      しゃ   ぎゃく   たい      ぼう   し

# 障がい者虐待の防止について

へいせい      ねん      がつ      しょう   がい   しゃ   ぎゃく   たい   ぼう   し      ほう      せ      ころ  
～平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されました。～

## しょうががいしゃぎゃくたいぼうしほう 「障害者虐待防止法」とは

しょうががいしゃぎゃくたいぼうしほう      せいしき      しょうががいしゃぎゃくたい      ぼうし  
障害者虐待防止法（正式には、「障害者虐待の防止、  
しょうががいしゃ      よう   ご   しゃ      たい      しえんとう      かん      ほうりつ  
障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、  
しょう      かた      ぞんげん      まも      じりつ      しゃがい   さん   か      さまた  
障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨  
げとならないよう、虐待の予防と早期発見、虐待を受  
しょう      しゃ      たい      ほ      ご      じりつ      しえんおよ      よう   ご   しゃ  
けた障がい者に対する保護や自立の支援及び養護者  
たい      しえん      ころ      ほう  
に対する支援を講じるための法  
りつ  
律です。





# たいしょう しょう しゃ 対象となる障がい者とは

しょうがいしゃぎやくたいぼう し ぼう しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう ふく た しんしん き  
「障害者虐待防止法」では、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)その他の心身の機  
能の障がいのある人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で  
えんじょ ひつよう ひと たいしょう さいみまん ひと たいしょう  
援助が必要な人が対象となります。(18歳未満の人も対象になります。)

しょうがいしゃ てちよう しゆとく ばあひ ふく  
※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

# しゆるい しょう しゃぎやくたい 3種類の障がい者虐待

しょうがいしゃぎやくたいぼう し ぼう ぎやくたい い か しゆるい わ  
「障害者虐待防止法」では、虐待を以下の3種類に分けています。

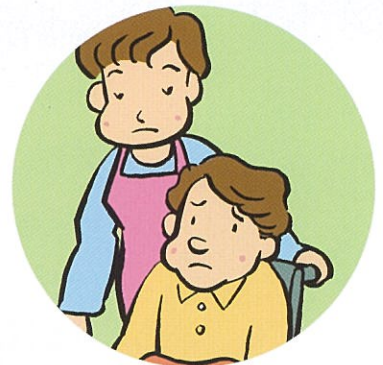
## よう ご しゃ しょう しゃぎやくたい <養護者による障がい者虐待>

しょう しゃ せいかつ せ わ しんたいかいじょ きんせんかんり が  
障がい者の生活の世話や身体介助、金銭管理などをしている家  
ぞく しんぞく どうきょにん ぎやくたい  
族や親族、同居人などによる虐待のことで、



## しょう しゃ ふく し しせつじゆうじ しゃとう <障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待>

しょう しゃ ふく し しせつ しょう ふく し じぎょうしょ はたら  
障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所などで働いて  
じゅうぎょういん ぎやくたい  
いる従業員による虐待のことで、



## し しようしゃ しょう しゃぎやくたい <使用者による障がい者虐待>

しょう しゃ こよう じぎょうぬし じぎょう けいえいしゃ ぎやくたい  
障がい者を雇用する事業主や、事業の経営者などによる虐待の  
ことです。





# ぎゃくたい こんなことが虐待に

しょう しゃ ぎゃくたい れい つぎ じゅうふく ば あい  
障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重複している場合もあります。

## ＜身体的虐待＞

しょう しゃ からだ きず いた お ぼうこう くわ せいとう りゆう みうご と じょうたい  
障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、また正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。

たとえば・・・

ひら てう なく かべ たた むり た もの の もの くち い と こ  
・平手打ちする・殴る・壁に叩きつける・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけどさせる・閉じ込める・不要な薬を飲ませる など

## ＜性的虐待＞

しょう しゃ むり どう い み  
障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば・・・

せいこう せい き せっしょく せいてきこう い きょうぼう はだか ほんにん まえ はなし  
・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする・本人の前でわいせつな話をする・わいせつな映像を見せる など

## ＜心理的虐待＞

しょう しゃ ぶじやく きよぜつ ことば たいど せいしんてき くつう あた  
障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば・・・

ば か ぶじやく ことば あ ど な わるぐち い なかま い こども  
・「馬鹿」「あほ」など侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子供扱いする・無視する など

## ＜放棄・放任（ネグレクト）＞

しょうじ じゅうやく せんたく はい せ わ がいじょ しょう しゃ しんしん すいじやく  
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

たとえば・・・

しょうじ すいぶん じゅうぶん あた にゅうよく よご ふく き つづ はい がいじょ びょうき  
・食事や水分を十分に与えない・入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排せつの介助をしない・病气やけがをしても受診させない など

## ＜経済的虐待＞

ほんにん どう い しょう しゃ ざいさん ねんきん ちんぎん つか きんせん しょう り りゆう せいげん  
本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金を使ったり、金銭の使用を理由なく制限すること。

たとえば・・・

ねんきん ちんぎん わた ほんにん どう い ざいさん よ ちよきん しょうぶん うんよう にちじょうせいかつ ひつよう きんせん  
・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さなかったり、使わせない など





「虐待のサイン」を発見したら、虐待を受けたら、  
速やかに通報・届出をしてください

虐待を発見したとき、虐待かな?…と思ったら下記まで通報してください。  
また、虐待を受けた人は下記まで届け出てください。

養護者による障がい者虐待

大野町の責務／相談等、居室確保、連携確保



- ① 事実確認(立入調査等)
- ② 措置(一時保護、後見審判請求)

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

設置者等の責務／当該施設等における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施



- ① 監督権限等の適切な行使
- ② 措置等の公表

使用者による障がい者虐待

事業主の責務／当該事業所における障がい者に対する虐待防止等のための措置を実施



- ① 監督権限等の適切な行使
- ② 措置等の公表

☆虐待の通報や届け出をした人の権利と情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人の権利は守られます。さらに情報は慎重に取り扱われ、町の職員には守秘義務が課せられています。

また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇等不利益が生じないように保護規定が明記されています。

大野町障害者基幹相談支援センター

大野町役場 民生部 福祉課内

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地  
TEL 0585-34-1111(代表) FAX 0585-34-2110